

平成29年度 第2回横浜市創造界限形成推進委員会

日時：平成29年11月8日（水）

15時00分～17時00分

会場：YCC ヨコハマ創造都市センター
3階スペース

次 第

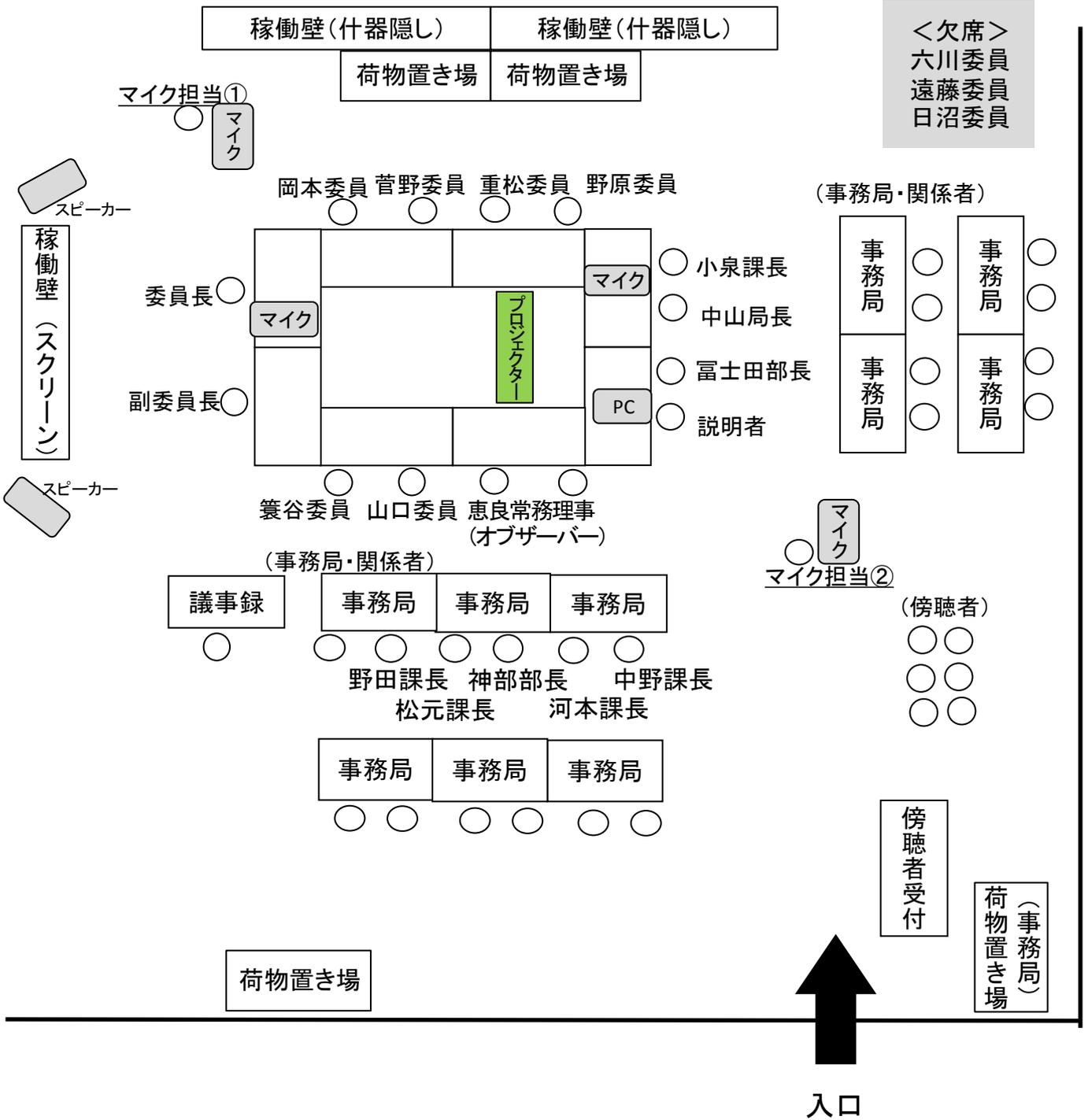
- 1 委員長・副委員長の選任
- 2 文化芸術創造都市施策の今後のあり方について
- 3 分科会について
- 4 その他（報告）

【 席 次 表 】

平成29年度 第2回横浜市創造界限形成推進委員会

日時:平成29年11月8日(水)15時~17時
会場:YCC ヨコハマ創造都市センター 3階

<欠席>
六川委員
遠藤委員
日沼委員



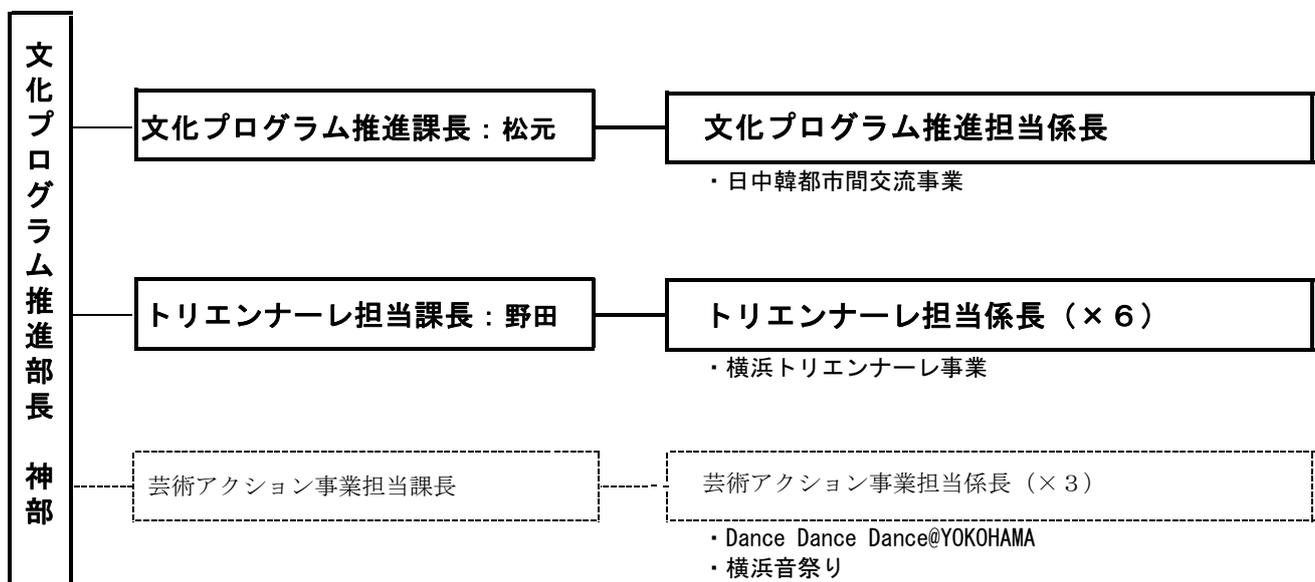
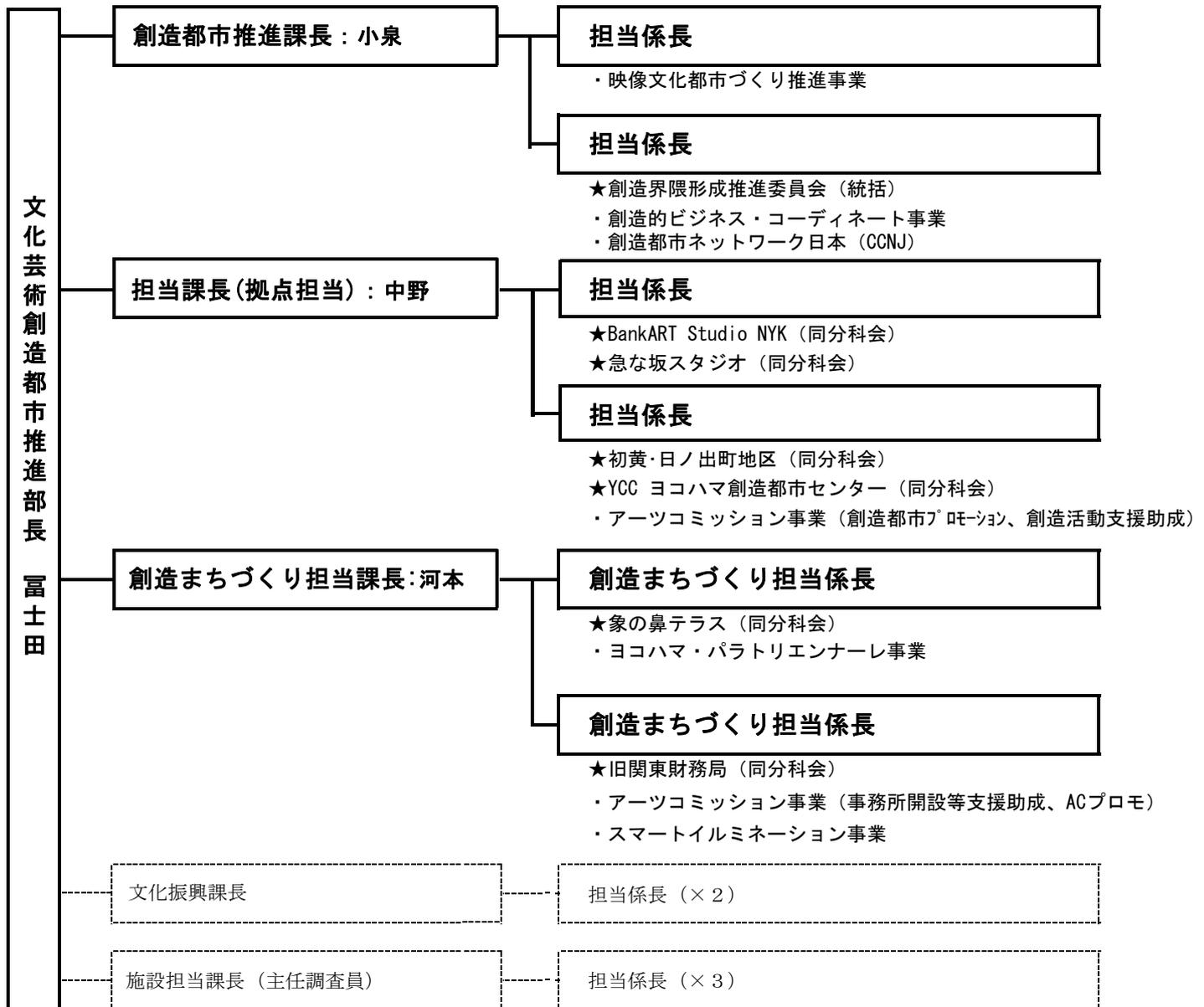
横浜市創造界隈形成推進委員会委員名簿(9名)

| 氏名 | 所属団体(役職名) | | 分野 |
|--------|---------------------|--------------|-----------|
| 遠藤 新 | 工学院大学建築学部 | 教授 | 都市計画 |
| 岡本 純子 | 公益財団法人セゾン文化財団 | プログラム・オフィサー | 舞台芸術 |
| 菅野 幸子 | アートプランナー・リサーチャー | | アート／国際交流 |
| 重松 久恵 | ブランド・マネジメント・コンサルタント | | 創造産業 |
| 野原 卓 | 横浜国立大学大学院 | 准教授 | 都市計画 |
| 日沼 禎子 | 女子美術大学 芸術学部 | 准教授 | アートマネジメント |
| 簗谷 則美 | (株)ミノヤアソシエイツ | 代表取締役 | まちづくり |
| 山口 真樹子 | 国際交流基金アジアセンター | 舞台芸術コーディネーター | 国際交流／舞台芸術 |
| 六川 勝仁 | 馬車道商店街協同組合 | 理事長 | 経営と地元 |

【オブザーバー】

| | | | |
|-------|-----------------|------|--------|
| 恵良 隆二 | (公財)横浜市芸術文化振興財団 | 常務理事 | 文化芸術全般 |
|-------|-----------------|------|--------|

横浜市文化観光局 文化芸術創造都市施策 担当ライン一覧



横浜市創造界限形成推進委員会運営要綱

制定 平成 23 年 7 月 11 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、横浜市創造界限形成推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(設置目的)

第 2 条 アーティストやクリエイターが創作・発表・滞在（居住）することで、街の活性化を図る「創造界限の形成」を進めるため、創造界限等拠点施設で実施する事業の評価を行うとともに、文化芸術による創造界限形成の推進に関する助言を行うことを目的として、委員会を設置する。

(活用事業対象施設)

第 3 条 この要綱における対象施設は、別表のとおりとする。

(担当事務)

第 4 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 対象施設で実施する事業の評価に関すること。
- (2) 対象施設の事業計画及び予算に関すること。
- (3) 対象施設において、具体的に事業運営を行う団体（以下「事業運営団体」という。）の選考に関すること。
- (4) 対象施設における事業運営団体の活動評価及び助言に関すること。
- (5) 対象施設の活用方針に関すること。
- (6) 文化芸術による創造界限形成の推進に関する助言に関すること。
- (7) その他前各号に付随する事項

(組織)

第 5 条 委員会の委員は、有識者及び学識経験者等のうちから充てることとし、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第 6 条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員改選後の最初の会議の招集は、市長が行う。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となり議事を進行する。
- 3 委員会は、委員総数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(分科会)

第8条 第4条に掲げる担当事務を円滑に遂行するため、委員会に分科会を設置することができる。

- 2 各分科会は、委員の一部及び市長が別に委嘱する委員以外の各分野における有識者、地元代表者等で組織するものとする。
- 3 各分科会に議長を置く。
- 4 議長は、分科会の議事を進行する。
- 5 分科会の議事は、合議によるものとする。
- 6 分科会は、公開しないことができるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、分科会の組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の責務)

第9条 委員は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、横浜市及び委員会が公表した情報についてはこの限りではない。

(委員会の公開、非公開)

第10条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定、及び横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱（平成12年6月制定）により、会議の公開、非公開を決定する。

(事務局)

第11条 委員会の事務を処理するため、事務局を文化観光局文化芸術創造都市推進部創造都市推進課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行後最初の委員会の会議の招集は、市長が行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初に第 5 条第 1 項の規定により任命する委員の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成 25 年 8 月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

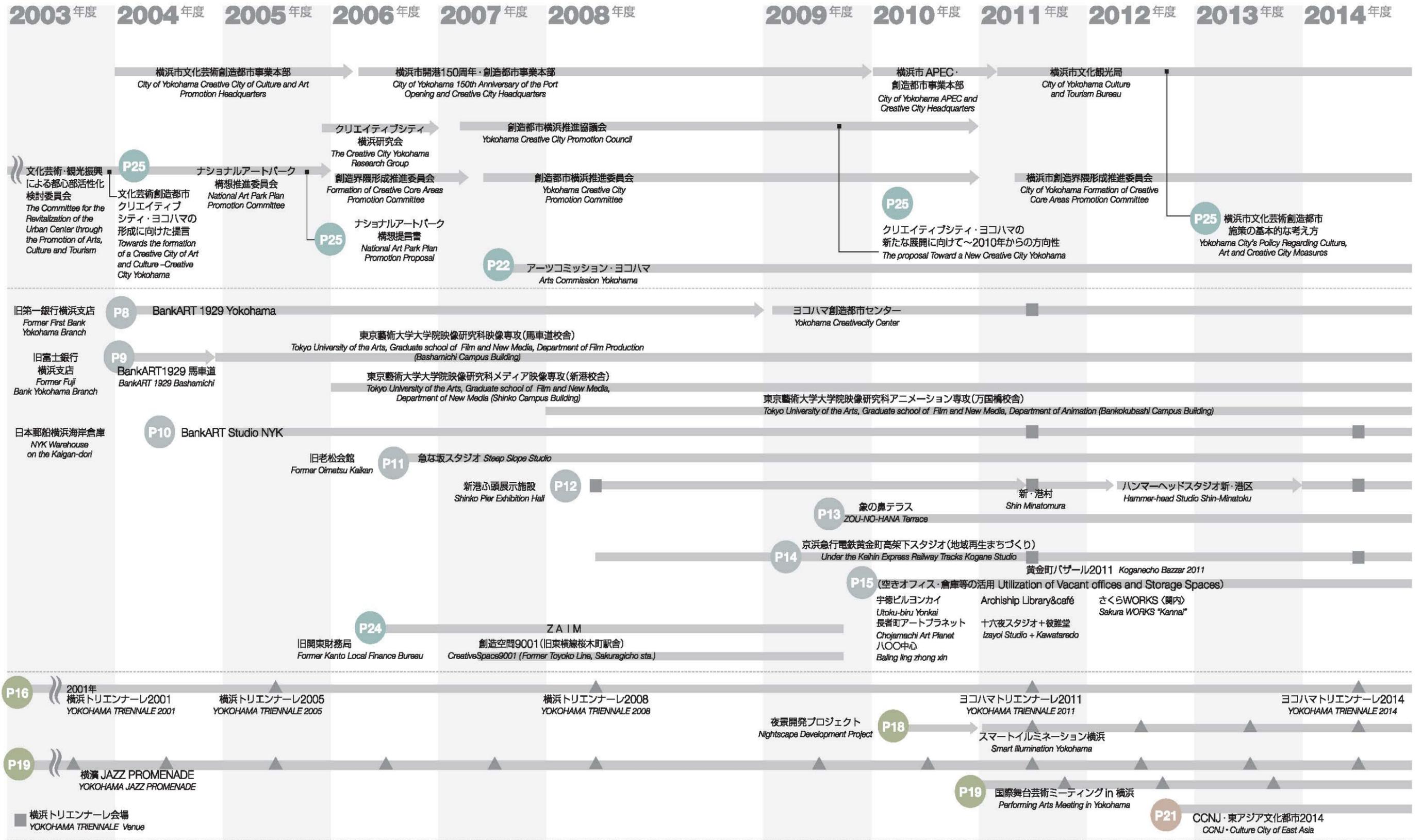
別表 (第 3 条)

対象施設一覧

| 名称 | 所在地 |
|-----------------|-------------|
| 旧第一銀行横浜支店 | 中区本町 6-50-1 |
| 日本郵船横浜海岸通倉庫 | 中区海岸通 3-9 |
| 旧関東財務局 | 中区日本大通 34 |
| 旧老松会館 | 西区老松町 26-1 |
| 象の鼻テラス | 中区海岸通 1-1 |
| 初黄・日ノ出町文化芸術振興拠点 | 中区黄金町 2-7-2 |

| <p>クリエイティブシティ・ヨコハマの形成に向けた提言 (2004年1月) 「文化芸術・観光振興による都心部活性化検討委員会」</p> | <p>横浜市文化芸術創造都市施策の基本的な考え方 (2012年12月) 「横浜市文化観光局」</p> |
|---|---|
| <p>バブル経済の破綻以降、都市間競争が激しくなり、まちづくりの基本的な方向性やまちに活力を生み出し、横浜の個性をつくる政策を打ち出す必要に迫られる中で、文化芸術、観光という新たな視点で、都心のまちづくりを検討したものの。</p> <p>■基本的方向と目標■</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. アーティスト・クリエイターが住みたくなる創造環境の実現 目標: 都心臨海部に居住するアーティスト、クリエイターを 5,000 人に増やす。 2. 創造的産業クラスターの形成による経済活性化 目標: 都心臨海部における創造的産業従事者を 30,000 人に増やす。 3. 魅力ある地域資源の活用 目標: 都心臨海部における文化・観光集客装置を 100 か所に増やす。 4. 市民が主導する文化芸術創造都市づくり 目標: 文化鑑賞者を 3,500,000 人まで増やす。 <p>■重点プロジェクト■</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. クリエイティブ・コア—創造界限形成 <ol style="list-style-type: none"> ①歴史的建築物の保存活用 ②倉庫の文化芸術活用 ③空きオフィスの活用 2. 映像文化都市 <ol style="list-style-type: none"> ①中核機能立地の推進 ②映像文化関連イベントの積極的な展開 ③映像コンテンツの蓄積化と活用 ④関連企業の誘致 3. (仮称) ナショナルアートパーク <ol style="list-style-type: none"> ①開港 150 周年に向けた象の鼻地区・大さん橋基部の再整備 ②山下ふ頭地区の整備 | <p>文化観光局を中心に、文化芸術、創造都市・まちづくり、観光 MICE(※1)のそれぞれの取組を深化させるとともに、分野間の連携に努めることによって「観光・創造都市戦略」を推進してきましたが、さらに連携を深めて一体的に取り組み、一層の相乗効果を発揮するための文化芸術創造都市に関する今後の施策展開の基本的な考え方。</p> <p>■基本理念■</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人々の活力や創造力の源泉であり、市民生活の向上につながる文化芸術の振興を図ります。 2. 文化芸術のもつ創造性を様々な施策に生かして、コミュニティの活性化を図るなど、創造的なまちづくりを進めます。 3. 横浜の社会資源を生かした創造的な取組や、人々に感動を与える文化芸術の展開により、賑わいづくりと経済の活性化につなげます <p>■基本方針■</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民の文化芸術活動を支援し、心豊かな市民生活の実現を目指します。 <ol style="list-style-type: none"> ①市民の文化芸術活動の拠点機能の充実 ②コミュニティの活性化に向けた文化芸術活動の推進 ③市民・NPO・アーティストが行う文化芸術活動への支援 2. 子どもたちをはじめとする次世代育成を進めます。 <ol style="list-style-type: none"> ①子どもたちの文化芸術体験活動の充実 ②新進アーティストの発掘・育成・支援 ③文化芸術を支える人材の育成・支援 3. アーティスト・クリエイターを支援し、創造性を生かしたまちづくりを進めます。 <ol style="list-style-type: none"> ①アーティスト・クリエイターの集積の推進 ②創造的産業につながるネットワーク形成 ③アーティスト・クリエイターの支援機能の充実 4. 賑わいづくり・観光 MICE 振興にもつながる、横浜らしい先進的な文化芸術を国内外に発信します。 <ol style="list-style-type: none"> ①芸術フェスティバルの開催などによる文化芸術を通じた国内外への魅力発信 ②文化芸術の国際交流の推進 ③専門文化施設からの発信力の強化 <p>※1 : MICE(マイス) Meeting(企業等の会議)、Incentive Travel(企業等の行う報償・研修旅行)、Convention(国際機関、団体・学会等が主催する総会、学術会議など)、Event(イベント・展示会・見本市)の頭文字をとった言葉</p> |

創造都市横浜のあゆみ



(出展：「創造都市横浜」(公益財団法人横浜市芸術文化振興財団、2014年))

創造界隈拠点の概要(6拠点)

| 名称 | 通称 | YCC 横浜 創造都市センター | BankART Studio NYK | 急な坂スタジオ | 黄金町京急高架下 スタジオ | 象の鼻テラス | THE BAYS |
|---------------------------------|--------------------------|---|---|-------------------------------------|---|---|--|
| | 施設名称 | 旧第一銀行横浜支店 | 日本郵船横浜 海岸通倉庫 | 旧老松会館 | (日ノ出・黄金スタジオ、 SiteA～D) | | 旧関東財務局 |
| 開館時期 | | H16年2月 [S4(1929)年築] | H17年1月 [S28(1953)年築] | H18年10月 [H5(1993)年築] | H20年9月:日ノ出スタジオ H20年9月:黄金スタジオ H23年8月:SiteA、D H24年10月:SiteB、C | H21年6月 | H29年3月 [S3(1928)年築] |
| 所在地 | | 中区本町6-50-1 | 中区海岸通3-9 | 西区老松町26-1 | 中区黄金町 | 中区海岸通1-1 | 中区日本大通34 |
| 事業目的 ※基本協定書 等より (一部抜粋) | | (1) 多くの市民が創造都市横浜に触れ、理解・共感を高める (2) 地域との協働を推進し、まちの活性化に貢献する (3) 未来に向けた新たなアイデアを発信し、市民のクリエイティビティを高める (4) 自主財源の確保及び対象施設の運営に関する財政面での自立化 (5) 施設の維持保全・管理 | (1) 新しい横浜文化を創造し、まちの活性化に貢献する (2) 国内外の都市とのネットワーク構築、アジアを牽引するアートセンターとしての役割を担う (3) アーティスト・クリエイターとの連携をはかりながら横浜の先駆性や都市の魅力を発信する | 舞台芸術創造拠点およびクリエイティブ・チルドレンに資する取組を実施する | (1) 文化芸術の力で新しい価値観を産み出し、地域の活性化を図る (2) NPO法人を中心とし、地域、企業、大学、警察、行政、ボランティア等を巻き込んだ事業運営を行う (3) 産業の振興や暮らしやすいまちづくりへの持続的な展開を目指す (4) 様々な大学や研究機関等との連携により町の活性化を進めるとともに、地域再生のモデル地区として全国に広く発信する | (1) 港湾施設としての無料休憩所機能と、文化観光交流拠点として質の高いアートプログラムを国内外に発信する (2) 象の鼻パークとの一体的活用により、利用者の利便性や象の鼻パーク全体のブランド力を向上する | 創造産業の集積を推進し、賑わいの創出及び経済の活性化につなげる中核施設としての役割を担う |
| 共通目的 | 創造界隈の形成により、まちの活性化に寄与すること | | | | | | |
| 面積 | | 1,934.36㎡ | 3,635.2㎡ | 1,498.49㎡ | 1,001.57㎡ 【日ノ出】210.93㎡ 【黄金】299.87㎡ 【SiteA】145.05㎡ 【SiteB】103.16㎡ 【SiteC】96.90㎡ 【SiteD】145.66㎡ | 600㎡ | 2136.45㎡ |
| 所有者 | | 横浜市(文化観光局) | 民間(日本郵船株) | 横浜市(文化観光局) | 民間(京浜急行電鉄株) | 横浜市(港湾局) | 横浜市(文化観光局) |
| 財産形態 | | 普通財産 | — | 普通財産 | — | 行政財産 | 普通財産 |
| 運営団体 | | NPO法人 YCC | NPO法人 BankART1929 | NPO法人 アートプラットフォーム | NPO法人 黄金町エリア マネジメントセンター | 株式会社ワコール アートセンター | 株式会社横浜DeNA ベイスターズ |
| 運営スキーム | | 補助金 | 補助金 | 補助金 | 補助金 | 委託契約 | 定期賃貸借契約 (有償貸付) |

■ 平成29年度事業評価軸

| 拠点名 | ◆BankART Studio NYK 【運営主体】 NPO法人 BankART1929 | ◆急な坂スタジオ 【運営主体】 NPO法人アートプラットフォーム | ◆初黄・日ノ出町文化芸術拠点施設 【運営主体】 NPO法人黄金町エリアマネジメントセンター | ◆YCC ヨコハマ創造都市センター 【運営主体】 NPO法人YCC | ◆象の鼻テラス 【運営主体】 (株)ワコールアートセンター | ◆THE BAYS 【運営主体】 (株)横浜DeNAベイスターズ |
|-------------|--|--|---|--|---|---|
| 平成29年度事業評価軸 | <p>《運営評価》 《経営評価》 ・全体事業収支</p> <p>・事業収入 -自主事業 -コーディネート事業 -カフェ・バブ事業 -その他</p> <p>・施設の維持管理 -施設の管理状況 -施設の修繕・改善状況 -安全対策 -その他</p> | <p>《運営評価》 ・施設における活動実績はどうか</p> <p>・利用団体数・稼働率・ワークショップ参加者数</p> <p>・どのような広報活動を行っているか</p> <p>・反響はどの程度あるか (市民・メディア)</p> <p>・どのような体制で運営しているか</p> <p>・活動の蓄積を図り今後に繋げているか</p> <p>《経営評価》 ・年間総事業費について(収入・支出)</p> <p>・年間の維持管理上、どのような努力を行っているか</p> | <p>《運営評価》 《経営評価》 ・事業費の予算・決算について</p> <p>・施設の維持管理状況について -管理施設数 -利用状況 -改修 -安全対策</p> <p>・事業収入(バザールチケット収入、黄金町芸術学校受講料、スタジオ利用料、家賃収入、グッズ販売等)について</p> | <p>《運営評価》 ・施設の活動実績</p> <p>・入場者数、利用団体、稼働率</p> <p>・どのような広報活動を行い、反響はどの程度あるか</p> <p>・どのような体制で運営しているか -スタッフ数 -勤務体制 -スタッフのスキルアップ・モチベーション向上への取組 等</p> <p>・活動の蓄積を図り今後に繋げているか -活動の記録状況 -数値データの把握/活用状況 -アーティスト・クリエイター等とのネットワーク構築状況</p> <p>《経営評価》 ・総支出をどのようにまかなっているか -市補助金やその他の収入内訳・比率</p> <p>・経営の自立化のためにどのような努力を行っているか</p> | <p>《運営評価》 ・無料休憩スペース/観光インフォメーション運営 -無料休憩スペースを年中無休で運営 -観光インフォメーション実施 -日常的にアート・映像作品を展示 -利用者の利便性向上への取組 -誰でも入りやすい空間づくり -営業時間の工夫</p> <p>・運営体制 -スタッフの配置状況、勤務体制 -緊急時の体制 -スタッフのスキルアップ、モチベーションアップへの取組</p> <p>・施設の維持管理 -施設の維持管理状況 -施設の小規模修繕・改善状況 -安全対策、安全管理体制</p> | <p>《運営評価》 ・施設の運営状況 -賃料を滞滞なく支払っているか -文化財の価値を損なわず、建物の歴史を生かした活用を行っているか -コミュニティスペースがクリエイター・企業等の交流の場として十分利用されているか -3階会議スペースがラボ会員等に十分利用されているか -事業計画を基本に、事業目的に合った運営が行われているか</p> <p>・広報活動 -施設及び各事業の効果的な広報活動・情報発信が行われているか -創造都市横浜のPRにつながる工夫がなされているか</p> <p>・施設の維持管理 -施設を法令遵守して維持管理しているか(特に文化財として) -施設の変更や修繕について決められた通り報告しているか -利用方法の変更などについて事前に報告・相談をしているか -安全対策、安全管理をしっかりとした体制で行っているか</p> |
| | <p>《創造性評価》 《政策達成評価》 ■地域及び周辺施設と連携しながら、新しい横浜文化を創造し、発信していくこと</p> <p>・横浜での新たな文化の創造につながる事業</p> <p>・地域社会及び市民との連携をはかる事業</p> <p>・広報・情報発信</p> <p>・出版・コンテンツ事業</p> <p>■他都市及び国際的なネットワークの構築</p> <p>・国内外ネットワークの構築</p> <p>■創造界隈クリエイターたちの誘致及びその経済的な構造の土俵づくり</p> <p>・アーティスト、クリエイターの集積につながる事業</p> <p>・出版、コンテンツ事業</p> | <p>《創造性評価》 《政策達成評価》 ■『横浜発』を、広く国内外に輩出する『創造・創作活動のためのプラットフォーム』</p> <p>・「横浜発」を意識した、発信力のある創造的活動を展開しているか</p> <p>■次代を担う若いアーティストたちにとって『使いたいと思う稽古場』</p> <p>・新たな可能性を持つ人材を発掘、育成しているか</p> <p>■市民や将来の観客にとって、舞台芸術を身近に感じるきっかけとなる『体験型プログラム』</p> <p>・子どもたちの創造性を育む創造的プログラムを展開しているか</p> <p>・地域・市民に開かれた場所とするための取組を行っているか</p> | <p>《創造性評価》 《政策達成評価》 ■アートの力による地域づくり</p> <p>・住民とアーティストのコラボレーションがまちの様々な場面で展開され、住民の創造力が発揮できる環境が整えられているか</p> <p>■文化芸術を通じて国内外への魅力発信</p> <p>・黄金町バザールがアジアにおいて国際美術展として定着しているか</p> <p>・「アートの力による地域づくり」のまちとして発信することで、新たな経済活動が創出されるなど、まちの活性化につながっているか</p> <p>■新進アーティストの育成支援</p> <p>・レジデンスアーティストもしくは、レジデンスしていたアーティストが黄金町での滞在を経て、キャリアアップしているか</p> <p>(※)AIRの波及効果としてのアーティストの自主活動など、中期的に生じている成果を評価できる指標、NPO自体のミッションに関する自己評価指標について、追加を検討</p> | <p>《創造性評価》 《政策達成評価》 ■活動拠点・ハブ機能:誰もが気軽に集い新しい可能性に出会える場の創出</p> <p>・多くの市民が創造都市横浜に触れ、創造都市横浜への理解・共感を高めることに寄与しているか</p> <p>■地域プログラム:地域との連携を図り、コラボレーションしている</p> <p>・地域との協働を推進し、まちの活性化に貢献しているか -デザイン×技術 -クリエイティブ×ビジネス -地域連携プログラム</p> <p>■市民プログラム:人々のクリエイティビティを誘発する</p> <p>・未来に向けた新たなアイデンティティを発信し、市民のクリエイティビティを高めているか -美術展示 -ものづくりワークショップ -福祉プログラム</p> | <p>《創造性評価》 《政策達成評価》 ■創造都市横浜の推進のため、文化観光交流拠点として、質の高いアートプログラムを国内外に向けて発信する</p> <p>【文化芸術事業】 ・質の高いアートプログラムを国内外に向けて発信する事業 ・まちづくり、賑わいづくりに資する事業 ・市民にとっても身近で開かれた事業</p> <p>【協力事業/実行委員会事業】 ・市主催事業、創造界隈拠点と連携した事業等への開催場所提供</p> <p>【カフェ運営】 ・カフェからの積極的な文化発信</p> <p>■広報活動により施設及び事業の効果的な周知を行う</p> <p>・施設及び事業の広報活動、情報発信 ・創造都市横浜のPRにつながる広報活動、情報発信 ・出版物、映像資料等の制作、発行 ・海外を意識した情報発信(バイリンガル対応)</p> | <p>《創造性評価》 《政策達成評価》 ■関内外地区における創造産業の集積をさらに推進する</p> <p>・スポーツ×クリエイティブというコンセプトを体現する活動、事業等を総合的に実践できたか</p> <p>・新たなイノベーション・創造産業の創出・集積に向けた活動が進んでいるか</p> <p>・創造界隈のクリエイター、企業、大学、市民、行政との交流・連携が促進されているか</p> <p>■本施設の活用を通じて日本大通り地区の賑わい創出を図る</p> <p>・日本大通り地区の賑わい創出に貢献しているか</p> <p>・日本大通り地区の事業に参加・協力しているか</p> <p>・スポーツ×クリエイティブという視点から、創造界隈の形成や関内外の活性化にも活動を広げているか</p> |

◆横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋） 平成 12 年 6 月 25 日条例

（会議の公開）

第 31 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関(以下「審議会等」という。)の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

◆横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱（抜粋） 平成 12 年 6 月制定

（非公開等の決定）

第 4 条 附属機関の長は、当該附属機関の会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。

2 前項の場合において、附属機関の長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

Y O K O H A M A
M I D - T E R M
4 - Y E A R P L A N

横 浜 市
中 期 4 か 年 計 画
2 0 1 4 - 2 0 1 7

— 人 も 企 業 も 輝 く 横 浜 へ —



目次



| | | |
|-----|-----|-------------------------------|
| 002 | I | 中期4か年計画2014～2017の枠組み |
| 006 | II | 本市を取り巻く状況とその対応 |
| 012 | III | 未来のまちづくり戦略 |
| 016 | | 戦略1『あらゆる人が力を発揮できるまちづくり』戦略 |
| 018 | | 戦略2『横浜の経済的発展とエネルギー循環都市の実現』戦略 |
| 020 | | 戦略3『魅力と活力あふれる都市の再生』戦略 |
| 026 | | 戦略4『未来を支える強靱な都市づくり』戦略 |
| | | 《戦略を計画の特徴（未来・創造）からみると…》 |
| 030 | | 未来～2020年 世界に横浜を魅せる |
| 032 | | 創造～横浜の未来を切り拓くうえで不可欠となる3つのポイント |
| 038 | IV | 基本政策 |
| 124 | V | 行財政運営 |
| 126 | | 行政運営 |
| 142 | | 財政運営 |
| 156 | VI | 大都市制度 |
| 158 | | 計画期間中の取組事業費と財政見通しについて |
| 163 | | 参考資料 |
| | | 1 計画の策定経過 |
| | | 2 局再編成に伴う対応 |
| | | 3 本市を取り巻く状況（データ） |

コラム一覧

| | |
|-----|----------------------------------|
| 024 | 市内米軍施設の返還と跡地利用の推進 |
| 029 | 東日本大震災以降の震災対策 |
| 036 | 横浜の飛躍のチャンス～国家戦略特区 |
| 037 | 横浜の未来を切り拓くオープンデータ |
| 050 | 子ども・子育て支援新制度がスタート！ |
| 058 | 読書に親しみ、読書を楽しむ～横浜市民の読書活動の推進に関する条例 |
| 059 | 横浜が変わる、未来が変わる～環境未来都市・横浜 |
| 082 | 参加と協働で、より住みよい地域に！ |
| 085 | 人権尊重を基調とした市政運営を目指して |
| 118 | みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜を目指して |
| 119 | 「海洋都市横浜」への挑戦 |
| 130 | 平成27年4月 横浜市組織が変わります |
| 161 | 自主的・自立的な公営企業の取組 |

平成26年4月に施行された横浜市議会基本条例に基づき、本計画の「政策の目標や方向性」、「現状と課題」などに関する部分を議案としてとりまとめ、平成26年第4回市会定例会に提出し、26年12月26日に議会の議決をいただきました。

施策 24 文化芸術創造都市による魅力・活力の創出

施策の目標・方向性

- 市内全域で市民の文化芸術活動の支援を充実するとともに、子どもたちの文化芸術体験の機会の提供、新進アーティストの発掘・育成・支援により、次世代育成を進めます。
- 横浜の地域資源を活用し、アーティスト・クリエイターの集積を創造的産業の振興につなげ、創造性をいかしたまちづくりを進めます。
- 横浜トリエンナーレをはじめ、横浜らしい特色のある芸術フェスティバルの継続的な開催や「東アジア文化都市」の取組を通じ、アジアの文化ハブとして、国内外へ横浜の魅力を発信します。
- 横浜の魅力である港、街並み、景観、歴史的資産等をいかした都市デザインを推進します。

現状と課題

- 地域コミュニティの活性化に向け、引き続き市内全域で市民の文化芸術活動を支援するとともに、地域の文化芸術活動の拠点機能を確保することが求められています。
- 子どもの豊かな感性や創造性を育むとともに、多様で優れた文化芸術の継承、創造が求められています。そのため、今後も様々な機会をとらえて子どもたちや新進アーティストの育成など、次世代育成の取組を充実していく必要があります。
- 歴史的建造物等を活用した創造界隈拠点などの創造都市の取組をプロモーションにより認知度を向上させるとともに、企業・NPO・大学等と連携して、アーティスト・クリエイターの集積と育成を図り、産業化に結び付けることで、横浜経済の活性化につなげることが期待されています。
- 「横浜美術館」や「横浜みなとみらいホール」などの文化施設では、今後も質の高い展覧会・公演を開催し、国内外へ発信することが求められています。また、文化施設がポテンシャルを十分に発揮できるよう、計画的な施設機能の維持・保全・更新が必要です。
- 横浜らしい街並みや景観、歴史・文化的資産等をいかしつつ、美しさや潤い、楽しさや活気に満ちた魅力あふれる都市空間形成を進めていく必要があります。

芸術文化教育プログラム

芸術文化の力によって、次世代を担う子どもたちの表現力やコミュニケーション力等を育成するため、学校にアーティストを派遣し、音楽や美術、ダンス、伝統芸能等の体験ができるプログラムを実施しています。



校歌でダンス！
(市立永野小学校)

スマートイルミネーション（緑区）

スマートイルミネーションは、省電力技術とアートの力による夜景演出の取組です。都心臨海部での取組と連携し、緑区では貴重な里山を舞台に、アーティストによるライトアップ作品の展示や、参加型アートプログラムを開催しています。郊外部での東アジア文化都市事業として、区内の緑豊かな自然を本市全体の魅力として広く発信します。



スマートイルミネーション
横浜 2013



スマートイルミネーション
新治

撮影：アマノスタジオ

横浜サイン ～サインによる魅力あるまちづくり～

個性的で魅力あるまちづくりや、経済やコミュニティの活性化を目指して、横浜サイン（横浜の魅力ある景観をつくる屋外広告物）の普及に取り組んでいます。地域資源である横浜らしい街並み・景観をいかして、機能性やデザイン性の高いサインを創造する取組を推進します。

指標

| | 指標 | 直近の現状値 | 目標値(29年度末) | 所管 |
|---|--|------------------------------------|----------------------|-------|
| 1 | 横浜美術館及び横浜みなとみらいホール ¹ の首都圏からの来訪率 ^{※1} (本市を除く県内及び東京都、埼玉県、千葉県 ² の平均値) | 横浜美術館14.9% MMホール15.6% (25年度) | 横浜美術館17% MMホール17% | 文化観光局 |
| 2 | 芸術文化教育プログラム推進事業 学校プログラム実施回数 | 205回(25年度) | 280回 | 文化観光局 |
| 3 | 創造界限拠点(4拠点) ^{※2} の市内認知率 | 40.1%(25年度) | 50% | 文化観光局 |
| 4 | 市内の街並み、景観に関する満足度 | 67.6%(25年度) | 70.0% | 都市整備局 |

※1 本市が実施する調査において「これまでに施設に訪れたことがある」と回答した方の割合

※2 創造界限拠点(4拠点):ヨコハマ創造都市センター、BankART Studio NYK、象の鼻テラス、黄金スタジオ・日ノ出スタジオ

主な取組(事業)

| 1 | 市民の文化芸術活動の支援 | 所管 | 文化観光局 |
|-------|--|---------|-------|
| | 文化芸術の持つ創造性をいかして、コミュニティを活性化し、教育、福祉、子育て、環境など様々な地域課題の解決に取り組む活動を支援します。また、文化施設のポテンシャルを発揮するとともに、地域文化芸術活動の拠点となる区民文化センターについては、未整備区を対象として検討を進め、再開発等のまちづくりの機会に合わせて、区内にある文化施設や公会堂等他の公共施設の機能を踏まえ、区の特性に合わせて必要な機能を整備します。 | | |
| 想定事業量 | ①地域文化サポート事業採択事業・連携事業数 120件(4か年) ②区民文化センターの整備 再開発事業に合わせ整備中(1区) 【直近の現状値】25年度:①19件/年 ②2区開館 | 計画上の見込額 | 25億円 |

| 2 | 子どもたちをはじめとする次世代育成 | 所管 | 文化観光局、 教育委員会事務局 |
|-------|--|---------|--------------------|
| | 豊かな感性や創造性を育むために子どもたちが優れた文化芸術に触れ合う機会を充実するとともに、新進アーティストのステップアップにつながる取組や大学等の教育機関との連携も進め、次世代を担う人材を育成します。 | | |
| 想定事業量 | 芸術文化教育プログラム実施回数 1,060回(4か年) 【直近の現状値】25年度:205回/年 | 計画上の見込額 | 8億円 |

| 3 | 創造性をいかしたまちづくり | 所管 | 文化観光局、都市整備局 |
|-------|--|---------|-------------|
| | 企業や大学等と連携し、アーティスト・クリエイターの集積・支援や旧関東財務局庁舎の活用により、新たなビジネス機会の創出、創造的産業の集積につなげます。また、創造界限拠点でのアーティスト・イン・レジデンス [※] の取組をはじめ、歴史的建造物や空きオフィス等を創造活動の場として活用することにより、文化芸術の力でまちの再生を進めます。 | | |
| 想定事業量 | 事務所等開設支援助成件数 30件(4か年) 【直近の現状値】25年度:5件/年 | 計画上の見込額 | 29億円 |

※アーティスト・イン・レジデンス:アーティストの滞在型創作活動

| 4 | 横浜らしい特色のある文化芸術の国内外への発信 | 所管 | 文化観光局 |
|-------|--|---------|-------|
| | まち全体で盛り上がり創出する横浜トリエンナーレや、幅広く市民が参加できるダンス・音楽の横浜芸術アクション事業など、横浜らしい特色のある芸術フェスティバルを継続的に開催します。また、文化芸術の国際交流を進め、アジアの文化ハブを目指します。 | | |
| 想定事業量 | 横浜らしい特色のある芸術フェスティバルの開催 【直近の現状値】25年度:横浜芸術アクション事業実施、横浜トリエンナーレ開催準備 | 計画上の見込額 | 22億円 |

| 5 | 都市デザインによる魅力あふれる都市空間の形成 | 所管 | 都市整備局 |
|-------|--|---------|-------|
| | 歴史的建造物の保全活用の推進、まちの顔である主要施設や公共空間等のデザインの総合プロデュース、良好な景観形成に向けた屋外広告物・景観制度の活用により、市民が誇れる魅力と個性ある都市空間の形成を図ります。 | | |
| 想定事業量 | ①都市デザインビジョン(仮称) [※] による施策の推進 ②「横浜サイン」の普及に向けたフォーラム等の開催 8回(4か年) 【直近の現状値】25年度:①ビジョン作成中 ②2回/年 | 計画上の見込額 | 7億円 |

※都市デザインビジョン(仮称):今後の都市デザインの方向性をまとめたもの